

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東吾妻町長 中澤恒喜

市町村名 (市町村コード)	東吾妻町 (10429)
地域名 (地域内農業集落名)	岩島地区 (郷原、矢倉、岩下、松谷、三島、厚田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、農業者の平均年齢71歳と高齢化が進み、ほ場整備地域等を除いては急傾斜地の狭小で不整形なほ場も多く、農地の集積・集約化を進める上で支障をきたしているため、今後遊休農地の増加が懸念される。引き続き分散する担い手の農用地を集約化するとともに、効率的な土地利用を実現するため営農を通じて作付けの体系化を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、水稻や露地野菜のほか大規模畜産施設として農地の利用が行われている。団地化した農地の多くはほ場整備が完了しており、地域の担い手への集積・集約化を進め、効率的かつ安定的な農業経営が図れるよう進める。その他の農地についても地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	165.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域については、農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者の意向を尊重した上で、農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向を踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
協議会を中心に県やJAと連携した就農相談体制・新規就農者受入体制を整備し、相談から定着まで切れ目のない取り組みに努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じて地域の担い手へ作業を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地元猟友会と連携し、鳥獣による農作物被害の低減に努める。また、農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を「鳥獣被害防止計画」に基づき実施していくため「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用していく。
 ②有機農業などによる農作物の高付加価値化に向けた取り組みを検討していく。
 ⑦多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金事業の実施を継続し、農地における保全管理を推進する。

東 吾 妻 町

